

公益財団法人いわて産業振興センター研究開発事業機械等購入規程

平成25年3月27日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）の公益財団法人いわて産業振興センター財務規程第52条第3項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 研究機関等とは、センターが研究開発を委託する大学、企業等をいう。
- (2) 機械等とは、センターが研究開発を委託する大学、企業等が委託業務を遂行するために使用する機械、設備、ソフトウェア、備品、消耗備品及び消耗品等でセンターが購入または賃借したものをいう。
- (3) 財務規程とは、公益財団法人いわて産業振興センター財務規程をいう。

第2章 購入手続き

(予定価格)

第3条 理事長は、100万円以上の機械等を購入しようとするときは、予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。

2 ただし、事項に掲げる場合は、作成しなくてもよい。

- (1) 法令等により価格が定まっているもの
- (2) 事前見積が不可能な物品購入等を行うとき
- (3) 官公署、政府出資法人又は公益法人等と契約するとき
- (4) あらかじめ価格を定めて製造を特定の者に委託するとき

3 予定価格調書を作成しない場合は、起案書に見込金額を記載するものとする。

4 理事長は、予定価格調書及び見込金額が外部に遺漏しないようにするものとする。

(契約先の選定方法)

第4条 契約先及び契約金額は、次のいずれかの方法により決定するものとする。

- (1) 指名競争入札
- (2) 複数見積契約
- (3) 企画提案方式
- (4) 特別契約

2 前項に定める方法は、原則として、次の表のとおり、第3条に定める予定価格若しくは見込金額により選択する。

選定方法	指名競争入札	複数見積契約	特別契約
予定価格・見込金額	160万円超	10万円以上160万円以下	10万円以下

注) 賃借は、契約期間内の支出総額を見込金額とする。

(物品購入委員会への付議)

第5条 理事長は、予定価格若しくは見込金額が10万円を超える機械等を企画提案方式または特別契約により機械等を購入しようとするときは、第16条に規定する物品購入委員会(以下、「委員会」という。)に付議し、指名競争入札または複数見積契約を採用しないことの承認を得るものとする。

(指名競争入札)

第6条 第4条第1項第1号の指名競争入札については、財務規程第58条から第65条による。

(複数見積契約)

第7条 第4条第1項第2号の複数見積契約については、財務規程第66条から第68条による。

(企画提案方式)

第8条 第4条第1項第3号の企画提案方式については、原則として当センターホームページにより提案者を公募する。

2 前項にかかわらず、発注内容に専門性があり、契約先に信頼性が求められる合理的な理由がある場合、限定して提案を依頼することができる。

3 前項による提案依頼先は5者以上とする。

(募集内容)

第9条 理事長は、企画提案方式による契約を行うときは、提出期日の前日から起算して1カ月以上前に、次の各号に掲げる内容を示し公募または提案依頼を行う。

(1) 提案依頼事項

(2) 提案書提出に必要な資格に関する事項

(3) 契約条項を示す場所

(4) 提案提出期限及び提出方法

(5) 提案が無効となる事項

(6) 予定価格または見込価格

(7) その他必要な事項

(審査)

第10条 理事長は、前条の提案を提案内容、見積価格等総合的に審査し契約先を決定する。ただし、予定価格または見込価格が160万円を超える場合、前条の提案を委員会に付議し、委員会の選定結果をもとに契約先を決定する。

(特別契約)

第11条 第4条第1項第4号に規定する特別契約は、見積依頼者を1者に限定して契約することをいい、同条第2項のほか、次の各号の一に該当するとき、締結することができる。

(1) 官公庁、公法人又は公益法人与契約するとき

(2) 産業振興の観点から特定の物品を買い入れるとき

(3) 専売特許品、特定者の専有品または特定者の性能等を目的とし、契約の相手方が一人に限定されるとき

(4) 指名競争入札、複数見積契約または企画提案方式で参加者が無いたとき

(5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

(6) 契約を秘匿する必要があるとき

(7) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認めたとき

(見積書の徴取)

第12条 前条により契約するとき、契約条件その他見積りに必要な事項を示して、見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときはこの限りでない。

- (1) 法令により価格が定められているとき
- (2) 価格が広告、パンフレット、ホームページ等により公開されているとき
- (3) 反復して消費する事務消耗品を購入するとき
- (4) 役職員が立て替えて支払うとき

(審査)

第13条 理事長は、前条の見積書の額が160万円を超える場合、委員会に付議し、委員会の選定結果をもとに契約先を決定する。

(契約)

第14条 財務規程第55条から第57条の規定は、これを準用する。

(検査)

第15条 財務規程第75条の規定は、これを準用する。

第3章 物品購入委員会

(目的)

第16条 物品購入委員会は、適正な機械等の購入手続きを担保するために設置する。

(審査事項)

第17条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 購入先の選定方法 (第5条)
- (2) 購入先の選定 (第10条、第13条)

(構成)

第18条 委員会は、委員5名以上をもって構成する。

- 2 委員には、外部委員2名以上を含むものとし、審査案件により、その分野の専門的な知見を有する者を委嘱する。ただし、委嘱状の交付は省略する。
- 3 内部委員は、事務局長の職にある者、総務・金融グループリーダーの職にある者及びものづくり振興グループリーダーの職にある者をあてる。

(委員長)

第19条 委員長は、事務局長の職にある者が務める。委員長が欠席した場合、委員長が指名した者が委員長の職を代行する。

(任期)

第20条 委員の任期は、開催した日とする。

(報酬)

第21条 センターは、外部委員に対して、報酬及び旅費を支払うことができる。

(成立)

第22条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、外部委員が1名以上出席することを要す。

(議決)

第23条 委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。ただし、外部委員1名以上の賛成を要す。

(議事)

第24条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、議事に関係のある職員を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

3 委員会は、審査対象となる機械等を使用する研究機関等の役職員を会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

4 会議は非公開とし、委員並びに第2項及び第3項による出席者は議事の内容を他に漏らしてはならない。

(報告)

第25条 委員長は、会議の結果を理事長に報告するものとする。

(事務所掌)

第26条 この委員会の事務は、ものづくり振興グループが行う。

第4章 雑則

(補足)

第27条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(公表)

第28条 この規程はセンターホームページにより公表する。

(改正)

第29条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。